

一、右ノ方ニ一切ノ施設及目録等、盡ク事業所之ヲ互担スル。

一、山内山外ニ在ル家族ノ世帯等、保任スル。

一、左ノ施設初期ニ在リ、浦田出業時、種々其ノ時隨之ニ  
家族金部ノ出所、買入施設、浦田出業時、種々其ノ時隨之ニ

左ノ方ニ在リ、浦田出業時、種々其ノ時隨之ニ

浦田出業時、種々其ノ時隨之ニ

浦田出業時、種々其ノ時隨之ニ

浦田出業時、種々其ノ時隨之ニ

浦田出業時、種々其ノ時隨之ニ

浦田出業時、種々其ノ時隨之ニ

浦田出業時、種々其ノ時隨之ニ

浦田出業時、種々其ノ時隨之ニ

浦田出業時、種々其ノ時隨之ニ

浦田出業時、種々其ノ時隨之ニ

浦田出業時、種々其ノ時隨之ニ

浦田出業時、種々其ノ時隨之ニ

浦田出業時、種々其ノ時隨之ニ

浦田出業時、種々其ノ時隨之ニ

浦田出業時、種々其ノ時隨之ニ

浦田出業時、種々其ノ時隨之ニ

浦田出業時、種々其ノ時隨之ニ